

## 「原発事故による避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置」 の期間の延長について

原発事故による避難者に対し、生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているあぶくま高原道路の無料措置について、令和2年3月31日までの無料措置を下記のとおり期間延長することとしましたのでお知らせします。

記

### 1 期間延長

(1) 原発事故による避難者に対する無料措置

令和3年3月末まで（1年間延長）



【問い合わせ先】 土木部道路計画課 (担当者) 総括主幹兼副課長 関 拓也  
TEL 024-521-7467 (内線 3555) FAX 024-521-7951  
福島県道路公社 (担当者) 事務局長 小椋 洋一  
TEL 0248-41-2171 FAX 0248-41-2174

東日本高速道路株式会社 同時発表

令和2年2月4日

道路局高速道路課

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」  
の期間の延長について

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置を、  
当面、令和3年3月31日（水）まで延長します。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、  
平成24年4月1日より、原発事故により政府として避難を指示又は勧奨し  
ている区域等にお住まいであった避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の  
移動を対象に実施しているところです。

これまでは、令和2年3月31日（火）まで実施することとしていた  
が、復興・創生期間を考慮し、以下のとおり期間を延長します。

延長期間

令和2年4月1日（水）0:00～令和3年3月31日（水）24:00

問い合わせ先：

国土交通省道路局高速道路課

高速道路事業調整官 手塚 寛之（内線：38302）

課長補佐 濱口 篤（内線：38322）

（代表）TEL 03-5253-8111 （課直通）TEL 03-5253-8500、FAX 03-5253-1619

# 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

## 1. 対象車両

- ①対象者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域<sup>※1</sup>等を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対象車種：全車種（生活再建に向けた一時帰宅等のために使用する避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対象走行：福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域

## 2. 対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須 <sup>※2</sup> 、福島ジャンクション
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦 <sup>※2</sup> 、常磐富岡、新地、浪江、常磐双葉 <sup>※3</sup> 、大熊

（※2）福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

（※3）令和2年3月7日15時から供用開始予定です。

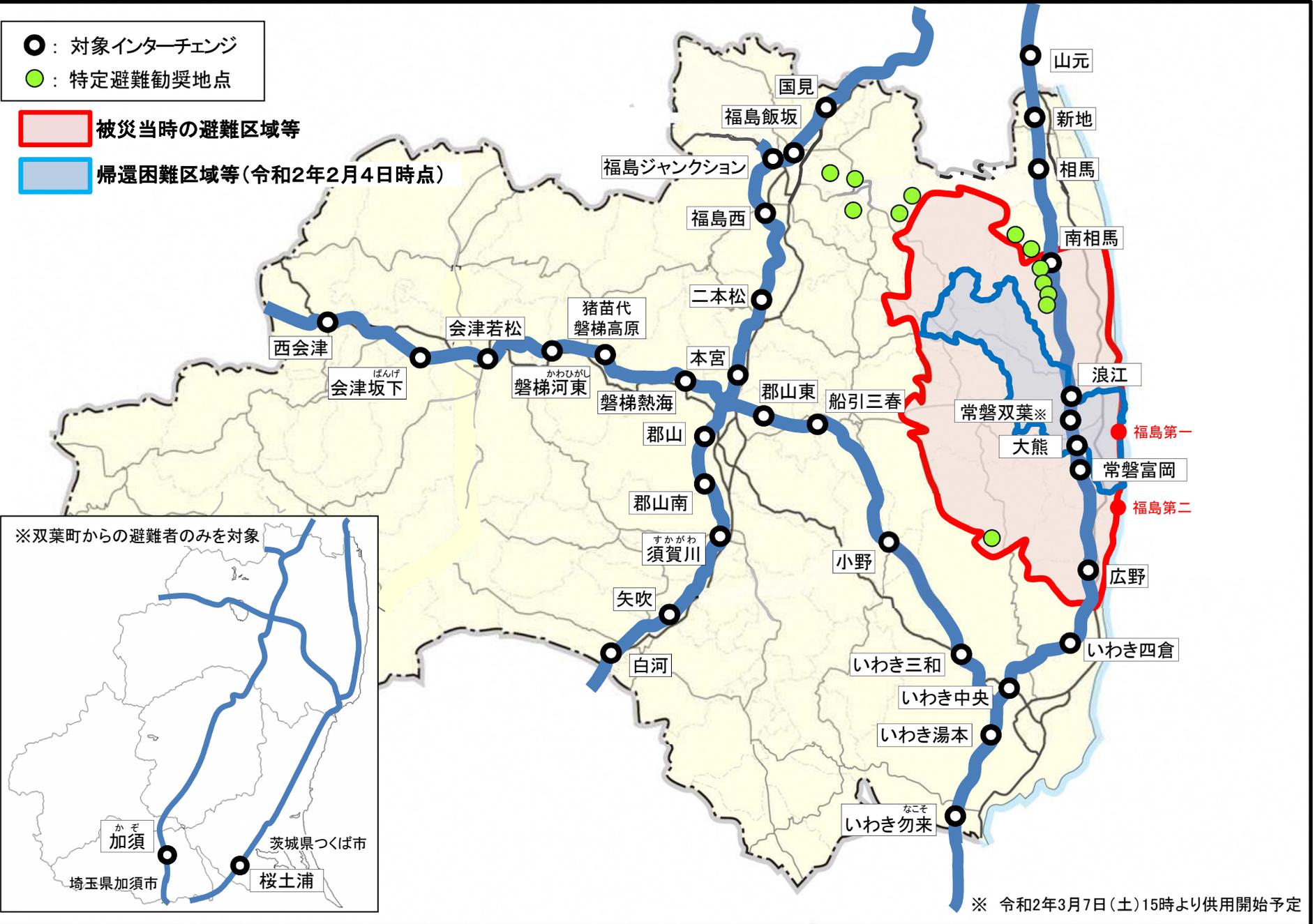
## 3. 出口料金所で提示が必要なもの

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示が必要となります。

# 対象インターチェンジ

- : 対象インターチェンジ
- : 特定避難勧奨地点

- 被災当時の避難区域等
- 帰還困難区域等(令和2年2月4日時点)



※双葉町からの避難者のみを対象

かぞ 加須  
茨城県つくば市  
埼玉県加須市  
桜土浦

※ 令和2年3月7日(土)15時より供用開始予定